

藤 原正彦氏はベストセラーとなつた著書『国家の品格』で、

武士道精神こそ日本人のアイデンティティであり、国家の品格でなくてはならないと説いておられるが、共感するところが多い。

現代の日本人を武士道精神という鏡に照らしてみた場合、最も欠けているのは、「公」に対する責任感、「恥を知る」潔さではないかと思う。官・民を問わず、続発する不祥事件はすべてここ起因すると言える。議会と議員のありかたもその例外ではない。

私はここで議会と議員に昔の修身教科書的な道徳心を説教しようとは思わない。「国民は所詮そのレベル以上の代表を持ち得ない」というシニカルな考え方もあるようだが、私は地方議会の現状を念頭に、初めて住民に選ばれた原点到に戻り、住民の代表としてのプライドと、責任感を取り戻すよう訴えたい。

新聞やテレビで報道される地方議会のニュースは、失望させられるものばかりであり残念でならない。相も変わらぬ汚職事件をはじめ

め政務調査費の使い方と公開のあり方に対する批判、北海道夕張市の財政破たん代表される行政チエック機能不全など、議員の資質と議会の存在意義を問う厳しい集中砲火が浴びせられている。そのほとんどは当然の批判であり、反論や弁護の余地はない。

しかし、市町村合併に伴う過渡的な多人数議会がまるで議員の

議員の品格

エッセイスト

富士幸一

ゴと特権意識の結果のように攻撃されたり、政務調査費そのものが無駄遣いであるかのような論調、ごく一部の議員の品行が地方議員全体のレベルの低さを示しているかのよう、おもしろおかしくワイドショーの題材にされ、果ては「地方議会無用論」まで口にする評論家が現われるなど、見当違いの批判も少なくない。

前記のような批判とはまったく無縁な真剣さと誠実さで勉強し、活動している尊敬すべき議員も多い。決して派手ではないが着実に、住民と議会の距離を縮め、行政の監視、議員の政策提案機能の発揮などに成果を挙げている議会も多いのである。こういう議員にこそ

政務調査費も有効に使い、より質の高い議会活動をしてほしいと思

うのだが、マスコミ批判や世論に気がねして政務調査費の導入すら口にできない現状がある。

地方議会が無駄な存在と言わんばかりの論者には、もし議会がなくなったら一体どういう行政になるのか、自治体の現場に立って勉強し直すように勧めたい。予算全体の1%にも満たない議会費が、生かし方によってはどんなにドラ

マチックな影響を行政に与えているか、議会というものの可能性をぜひ前向きに研究していただきたいと願うものである。

とはいえ地方議会の議員はまさに『玉石混淆ぎよくせきこんこう（すぐれたものと同まらないものが入りまじって区別がつかないこと）』、残念ながら玉が大勢とは言えず、議会全体があるべき質と方向に進化しているとは言い難いことも事実である。

基本的には世間の批判と評価を謙虚に受け止め、地方分権の時代にふさわしい議会改革、議員改革に取り組まなくてはならないと思う。

期待される議会像、評価され、尊敬される議員像について、「議員の品格」をキーワードに以下、述べてみたい。

一、まず、「先生」を返上しよう

議員になると、とたんに役人や議員に「先生」と呼ばれ、本人もその気になる。議員同士も先生と呼び合ったりする。単なる敬称だとも言えるが、議員の特権意識をくすぐるこんな呼ばれ方はやめて「何々議員」と呼ばれ、呼び合う

ことにしたい。アメリカでは「上院議員」「下院議員」と呼びかけることは最高の敬称だと聞いている。

二、「パイプ議員」「番頭議員」 こはなまき

わゆる行政側との「パイプ」の太さが議員能力の最大要素であるかのように主張する議員が多い。

「パイプ」感覚からは、地域全体を大所高所から見つめ、全体の発展を目指す政策的な視点は決して生まれない。利益誘導型政治家のモットーというべきであり、当選すればそのパイプが行政や特定業界との癒着、自己利益の道具となったりすることも多い。議員は住民全体の代表というプライドを持つべきで、決して「パイプ」などにはなり下がってほしくない。統一地方選挙の某県で知事選挙に続いて県議選が終わった。現職が落選、当選した新知事を支持したある県議が当選の喜びの言葉で曰く。「これからは知事の番頭としてしっかり支えていきたい」。彼にとっては正直な感想だった

のだろうが、私はこれを聞いて憮然とせざるを得なかった。しかし、マスコミからも一般県民からもこれといった批判も反応もなかった。議員のこういう感覚が普通のこととして通用していることの方が私には不思議でならない。

議院内閣制の国会でさえ、時には与党議員が政府を厳しく批判したり、必ずしも政府の意に沿わない議員立法をあえてすることもあ

るのに、二元制度の地方自治の議会において、最初から「番頭」を自認する議員が、どうして行政に対するチェック機能、批判・監視機能を果たせよう。

三、八百長質問・なれあい質問 はやめたい

首 長の残り任期が少なくなると、決まって出てくるのが、「再

出馬の意思を問う」「再出馬を求め」一般質問である。もちろん

首長と示し合わせた八百長質問である。ことさら首長の実績を誇大に賞賛し、再出馬は住民の声とばかりに強調する。勢い余って議会として首長の推薦決議までやっ

のける議会もときどき見かける。首長選挙での支持・不支持は議員個々の自由だろうが、公式の議会での議員の行動としては賛成できない。首長が出馬の意思を表明するには、記者会見や後援会など、いくらでも適切な場がある。

議会と議員は行政に対して『秋霜烈日』と言わぬまでも、常に毅然とした批判者の姿勢で臨むべきである。多くの自治体で発覚した裏金事件や不正事件が、例外なく部外のオンブズマンや内部告発によるものであり、本来批判・監視役であるべき議会の努力によるものはほぼ皆無であることを考えれば、行政との安易ななれあいは議会の存在そのものにかかわると思う。与党議員の質問原稿を執行部の担当者を書く慣例になっている議会も多いというが、これでは議

会は下手な田舎芝居、なんとも情けない。

四、カビの生えた議会運営を改 革しよう

最

「一問一答」方式に改める議会が増えてきたようだが、国会の代表質問の形式をまねたセレモニーのような質問答弁でよく満足していたものだともむしろ感心する。もつとも質問・答弁の台本を執行部が書き、それを朗読するだけのなれあい議会にはこの方法がふさわしいのかもしれないが……。

一般質問の一問一答、時間無制限方式が実現すれば、質問・答弁が充実して真剣勝負になり、時間もむしろ短縮されるのではないか。時間といえば、議会はなるべく短い時間で片付けるのがスムーズな運営という感覚があり、審議日程も執行側の都合に合わせるような傾向があるが、とんでもない話であり、審議を尽くすことを第一に考えるべきだろう。

一般質問の時間制限や、会派の議員数に比例した余りに短い時間

配分なども考え直し、議員同士の討論も取り入れた活発な「言論の府」となるよう改革すべきではないだろうか。

「質疑では意見を言うてはならない」とか、質疑の回数制限なども執行部にとっては都合のよいシステムかもしれないが、議会の感覚ではない。古色蒼然とした会議規則の見直しもして、もっと生き生きとした議会運営を実現したいものである。

首長の施政方針や行政報告に対して、その会期中に質問ができない議会がほとんどなのも奇妙な現象ではなからうか。国会では首相の施政方針に対して各派の質問が行われるが、地方議会ではあまり見られない。一般質問で首長の施政方針について質問したくても、質問通告が施政方針より前に締め切られることが多く、次の議会まで待たなくてはならない。

質問の通告期限を遅らせるとか、施政方針を事前に議員に配布するとか、慣例に縛られなければ改革は簡単にできる。この問題は議会運営の申し合わせの中で「施政方

針や提出議案については、事前通告なしに一般質問ができる」とこととして解決していた。その他にも単に過去からの慣例や規則に縛られて議会論議や審議が形骸化している事例は少なくない。

委員会の公開や公聴会の活用、議会報告会の制度化、議会広報の充実など、議会の活性化のためにできることは多い。こうした改革により議会の存在感、議員の品格も高まるのではないかと思う。

首長の付属機関である各種の審議会に議員が入ることも、議会審議の役割をあいまいにするものであり、法定のものを除いて基本的に避けたい。

五、政務調査費は堂々と、ガラ又張りに

執 行部と対等に対峙し、政策提案機能を果たすには、それなりの裏づけが必要である。議会事務局の充実も当然として、議員自らの政策調査、研究のための環境整備として、地方自治法第百条⑫(15)項に規定された政府と県の自治体に対する官報・公報その他必

要資料の送付義務（現在これは守られていない）を確実に実行させること、議会図書館の整備を図ることと併せて、平成12年の自治法改正で設定された政務調査費の有効活用が必要である。

現在はその用途の適否、公開の不十分が指摘され、政務調査費の導入さえ尻込みしている傾向も見られるが、本来議会機能の確保のためには欠くべからざる経費であり、正々堂々と予算化し、正当な使途の基準と、領収書をふくむ完全公開により、積極的に議会の活動を住民に知ってもらう努力をすべきである。それにはまず地に落ちた議会の信頼と評価の回復が必要、という論もあるが、それは「鶏と卵」論争になってしまふ。

議員報酬や費用弁償も同じだが、充実した議会活動に必要な予算は確保し、その成果を住民に評価してもらおう、という前向きな姿勢がほしい。合併で縮小した議会が活動の面でも萎縮してしまつたのは、地方自治にとってはまさに「角を矯めて牛を殺す」過ちを犯すことになってしまふ。

六、学習なくして議員なし

前 項とも重なるが、複雑、多様化した地方自治、そのバック

グラウンドとなる国内・国際政治や経済に対する一定の理解と見識なくして、現在の議員の責任は果たせないと思う。昔は地域の顔役、名譽職の感覚でまかり通つたかもしれないが、現在の議員に求められているものは、幅広い知識と先見性、実行力あるリーダーとしての存在感、信頼感である。ハツタリや駆け引きだけでは通らないし、世話役活動だけでも通用しないのである。

そのためには先ず学習であり研修である。限られた自己の経験や知識に安住せず、広く全国の自治体や議会の先進事例を資料や実地に即して、謙虚かつ前向きに吸収することから始めたい。ここでも政務調査費の活用は当然である。全国市議会議長会・全国町村議会議長会の共同編集による雑誌『地方議会人』などは生きた理論と資料が満載されており、読者諸氏の指針となるのではないか。とりあ

